

# 大阪柔整だより

## 『第20回柔道整復療養費検討専門委員会』

(令和4年2月24日 Web 会議にて開催)

今回は、「患者ごとに償還払いに変更できる事例について」「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組みについて」が議論されました。

「患者ごとに償還払いに変更できる事例について」

①目的としては、現在の柔整審査会、面接確認委員会、指導監査の仕組みは、主に個々の支給申請や施術所に着目して是正を図る取り組みであり、患者に着目して限定し、一定の手続きを行った上で、保険者が患者ごとに償還払いに変更できるもの。

②患者の確認は、保険者が対象患者を確認した場合に変更できるもので、患者を確認できない場合は、受領委任の取り扱いを継続すればよいもの。

③不正の疑い段階では不相当であり、一定の基準で対象となる患者を限定し、注意喚起通知の送付、事実関係の確認、変更通知の送付などの一定の手続きを行った上で変更できるものであり、不正が疑われる段階で償還払いにするものでないこと。

④自家施術を繰り返し受けている患者について、一定の手続きを行った上で、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は償還払いに、確認する必要がないと考えられる場合は変更されないもの。

⑤患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても回答しない患者であり、変更までに保険者は、注意喚起通知の送付、電話または面会による事実関係の確認、変更通知の送付だけによらない電話または面会による説明を行うとして、丁寧な手続きをするもの。

⑥非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者について、症状・経過は様々であるが、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われず、長期に濃厚な施術となっているおそれもあり、対象患者の基準については引き続き検討することとする。

また、「協定書」「受領委任の取扱規程」の改正案にも触れ、「第9章患者ごとの償還払いへの変更」も示されました。

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組みについて」

方向性の案として、オンラインによる審査支払機関への請求する方向で検討し、審査支払機関においてのシステムによる事務点検、不適切と疑われるものには柔整審査会で重点審査、患者照会、面接確認委員会など行った上で、審査決定する方向で検討してみてもどうか等の意見もありましたが、オンライン請求の導入によるシステム構築にかかる費用の負担、完全移行までにかかる人的・物的コストの問題などの意見もあり、今後も引き続き十分配慮した議論がなされるべきであるとされ、次回に検討議論することになりました。

次頁へ続く